

史料 ポーツマス条約（1905 年）〈要旨〉

ロシアが日本に、

- (1) 韓国に対する日本の指導権
- (2) 旅順・大連の租借権および長春以南の東清鉄道と付
属利権の譲渡
- (3) 北緯 50 度以南のサハリン（樺太）と付属諸島の譲渡
- (4) 沿海州・カムチャツカの漁業権

などを認める。

史料 韓国併合条約（1910 年）

口語訳

日本国皇帝陛下および韓国皇帝陛下は、両国間の特別で親密な関係を願い、また相互の幸福を増進して東洋の平和を永久に確保したいと願っており、その目的を達成するためには、韓国を日本帝国に併合すること以外にはないと確信して、ここに両国間に併合条約を締結することを決定する……

第 1 条 韓国皇帝陛下は韓国全部に関する一切の統治権を、完全にそして永久に日本国皇帝陛下に譲り与える。

第 2 条 日本国皇帝陛下は前条にかかげた譲与を受諾し、そしてすべてにおいて韓国を日本帝国に併合することを承諾する。